

【伊予市物価高騰対策商品券事業】

取扱事業者 募集要項

(マニュアル)

本要項は、伊予市物価高騰対策商品券事業の取扱事業者として登録するための要件、遵守事項、不正行為への対応等を定めるものです。

本要項に違反し、不正行為が判明した場合は、取扱事業者の公表、法的措置や警察への通告などの措置を行います。

伊 予 商 工 会 議 所

双 海 中 山 商 工 会

＝ 令和8年4月 ＝

◆事業の趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける家計や事業者を支援するため、「伊予市物価高騰対策商品券」の発行により、家計の負担軽減と市内の消費喚起を行います。

1. 商品券の事業概要

- ① 名称 伊予市物価高騰対策商品券
- ② 発行者 伊予市
- ③ 発行額 総額1億7,300万円
- ④ 発行内容 総数34,600セット「1セット1,000円券×5枚
- ⑤ 利用期間 令和8年9月30日(水)まで
- ⑥ 換金期間 令和8年11月2日(月)まで
- ⑦ 取扱店舗 伊予市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができるもの。

2. 商品券取り扱い遵守事項

- 商品券は、市内全ての商品券取扱店舗で利用可能です。
- 取扱事業者の経営者、家族、従業員が、自店で換金することはできません。
- 商品券は物品の販売又はサービス(役務)の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券額面以下の利用の場合であってもおつりはお渡ししないでください。
- 不足分は現金等で受け取ってください。
- 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合(特売品など)は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。
※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

3. 商品券の利用対象にならないもの

下記のとおり消費にあたらぬものや換金性のあるものは取引できません。

- 国税、地方税、使用料、手数料その他の公租公課
- 商品券、プリペイドカード、印紙、切手その他換金性の高いもの
- 取扱事業者が指定するもの
- その他市長が不相当と認めるもの

4. 取扱事業者参加資格

参加資格は、伊予市内に事業所、店舗等を有する事業者(※商品券の利用は、伊予市内の店舗等に限りです。)

ただし、次の事業者を除きます。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第項第4号及び第5号に規定する営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条

第11項に規定する特定遊興飲食店営業を行う者

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として、又は実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- その他市長が不相当と認める店舗

5. 取扱事業者の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ①利用可能店舗であることが明確になるよう、販売ツール（ポスター及びステッカー）を消費者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ②消費者が利用する商品券について、以下の場合は商品券の受け取りを拒否してください。
 - ・偽造された商品券と判別できるもの（透かし加工がない、色合いが明らかに違う等）
 - ・商品券裏面に店舗名等の押印があるもの
 - ・他の事業や市町で発行されたもの 等
- ③偽造された商品券が使用された場合は、警察へ通知のうえ、伊予商工会議所へご報告ください。また、偽造券は換金できないため、確認用として配布する「商品券見本」は、商品券を取り扱う全ての方に周知する等、偽造券使用防止に万全を期してください。
- ④商品券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券裏面に店舗名等を押印または記入することとし、既に押印等があるものは、受け取りを拒否してください。
- ⑤登録された店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。
- ⑥商品券の交換及び売買は行わないでください。
利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能です。

6. 申し込みについて

①申込方法

店舗所在地の伊予商工会議所または双海中山商工会で登録手続きを行っています。

この「募集要項」に同意のうえ、伊予商工会議所または双海中山商工会に備え付けの「取扱事業者登録申請書（誓約書）」に必要事項を記入のうえ申請してください。

（※申請書等の様式は、伊予商工会議所ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。 <https://www.iyocci.jp/syuhinken-1/> ）

申請時には、次のものが必要となります。

- ・通帳のコピーなど、金融機関の口座番号、口座名義の分かる書類（入金指定口座となります。）

※大型店やチェーン店は支店など各店舗ごとに申請してください。

※大型店にテナントとして入居している場合、テナントごとに申請してください。

②募集期間

令和8年4月10日（金）午後5時まで（必着）

なお、締切日以降も受付可能ですが、取扱店舗の紹介はホームページ掲載のみとなります。

③取扱事業者登録料

登録料は無料とします。

④取扱事業者の選定

「取扱事業者登録申請書」をその場で審査し、取扱事業者として登録します。登録次第、「取扱事業者登録証」、「取扱事業者 募集要項(マニュアル)」等をお渡しする予定ですが、一部、「商品券見本」、「換金請求書」、「ステッカー」、「ポスター」、等は、後日郵送にてお渡します。

7. 本要項に違反し、又は違反のおそれがある場合の対応等

本要項に違反し、又は違反のおそれがある場合は、下記の対応を行います。

- 取扱事業者資格を取り消す。
- 商品券の換金を行わない。
- 不正事案（店舗名、所在地、代表者名、不正の内容等）を公表する。
- 法的措置や警察への通告など必要な措置を行う。
- 損害金の発生が生じた際は請求を行う。

8. 換金について

①換金手数料

換金手数料は無料とします。

伊予商工会議所または双海中山商工会へ「使用済み商品券・取扱事業者登録証・換金請求書」を添えてお申込みください。

換金は口座振込みにて、毎週月曜日換金申請締切、木曜日頃にお支払いします。

（受付窓口で現金と交換することはできません。）

- 換金時間は9：00～16：00まで（土日祝日は休み）
- 換金請求期間は、令和8年11月2日（月）まで

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

9. その他留意事項

- 「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- 「商品券の使えるお店」として、店舗の名称、電話番号、業種等をパンフレットや、伊予商工会議所または双海中山商工会のホームページなどで広報します。

【問合せ先】

団体名	郵便番号	所在地	TEL
伊予商工会議所	799-3112	伊予市上吾川甲9-1	089-982-0334
双海中山商工会（本所）	791-3205	伊予市中山町中山丑285-1	089-967-0197
双海中山商工会（支所）	799-3202	伊予市双海町上灘甲5821-6	089-986-1231